

## 日中サービス支援型共同生活援助

【資料1-1】

基本情報	事業開始日	令和5年5月1日
	法人名称	森大建地産株式会社
	事業所名称	グループホームあぼろん
	住居名称・定員・住居所在地	住居名称:グループホームあぼろん 定員: 10 人
		住居所在地:伊賀市佐那具町字南出1055
短期入所定員	定員: 1 人	
利用者情報	主な障がい種別	身体: 人、知的: 4人、精神: 1人、難病: 人
	支援区分	区分1: 人、区分2: 1人、区分3: 1人、区分4: 2人 区分5: 1人、区分6: 人
	年齢	60歳以上: 人、50歳代: 人、40歳代: 1人、 30歳代: 3 人、10歳から20歳代: 1人
	障がい特性等	医療的ケアの必要な者: 0人 強度行動障がいのある者: 0人
	日中の過ごし方	現利用者: 5 人 グループホーム内で日中を過ごす利用者: 3人 外部の日中活動サービス等を利用する利用者: 2人
職員情報	職員配置	管理者 1 人 (常勤換算 0.5 人)
		サービス管理責任者 1人 (常勤換算 人)
		世話人 9人 (常勤換算 2.8人)
		生活支援員 1 人 (常勤換算 1.2 人)
	夜間支援体制	夜間支援従事者 人
看護師の配置	配置の有無 有 ・ 無 配置状況詳細 ( )	

## 日中サービス支援型共同生活援助

### 運営・支援について

#### (1) 事業の目的

- ・ 日中サービス支援型共同生活援助事業を実施する目的について

あぼろんにおいて実施する指定障害福祉サービスの共同生活援助事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

#### (2) 職員体制

- ・ 職員の勤務(所定労働時間、残業時間等を含む)の体制について(別紙様式3 ※出勤表等添付でも可)

別紙様式3

#### (3) 利用者に対する支援の実施

- ・ 利用者の状態にあわせた支援の工夫(食事の提供・金銭管理等)について
- ・ 常時の健康管理(医療機関との連携や服薬管理)について
- ・ 利用者からの苦情の解決について
- ・ 利用者が充実した社会生活が送れるための日中活動サービスや外出・余暇活動等の社会生活上の支援について
- ・ 利用者の体調変化など緊急時の対応について
- ・ 日中、土日祝日を含めた常時の支援体制について(日中をグループホーム内で過ごす利用者に対して、どのような支援を行っているか)

利用者からの苦情・要望の受付窓口を設けている。受付者は直ちに解決責任者に報告し、職員周知をおこなう。  
職員から、働きかけをし困っていることや不具合がないかを尋ねている。  
敷地内での軽運動(散歩やキャッチボール)を行い、室内では、ミニバスケットやボーリング等で体を動かす機会を設けるように努めている。無理に参加を促さず、それぞれの利用者のペースや意欲に合わせた活動を提供している。  
体調がすぐれない利用者に対してはご家族の協力を得て、通院をしていただいたり、夜間オンコールサービス事業者と契約を締結し、相談を実施している。日中についても、アプリを利用し、写真で患部を見ていただいで、医師の指示によりホーム可能な対応をしている。

#### (4) 短期入所

- ・ 短期入所事業の果たす役割(地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に対応しているか等)について
- ・ 利用した障がい者の障がい種別、利用者数、利用理由について

知的障害、精神障害  
開所以降、のべ20名。  
理由; 将来の自立生活の練習、家庭の事情、新しい場所に慣れる、入居を目的とした短期入所。

**(5) 地域移行の促進、地域生活の継続**

- ・ 施設等からの地域移行の促進(体験利用等)について
- ・ 地域での生活を継続するための支援について

社会のルールやマナーを守ることができるよう、支援や助言している。

**(6) 地域との交流の機会の確保**

- ・ 利用者が地域において、家庭的な環境下での生活及び地域住民との交流を図る取組について
- ・ 利用者とその家族との交流等の機会の確保について

自治会に入会している。  
利用者家族からの面会申し出に応じている。

**(7) 利用者の権利擁護**

- ・ 虐待防止対策、虐待発生時の対応について
- ・ 利用者の意思決定支援(外部情報の収集機会等)の取組について
- ・ 利用者が主体的に活動するための取組について

虐待防止対策のために、入職時に権利擁護研修を実施。年に1回の権利擁護(虐待防止)研修を予定している。  
発生時には直ちに管理者に報告する。とともに、不適切支援の通報義務について、職員間で共有している。  
利用者の意思の表出がしやすいように、利用者の特性に合わせて話を伺っている。

**(8) 利用者支援の質の確保**

- ・ 各種研修等への参加の機会の確保について
- ・ 災害時における利用者の安全確保についての取組について

他機関協働のための事例検討会(伊賀市主催)  
事業所内研修の実施(権利擁護研修)  
避難訓練の実施

**(9) 計画相談支援**

- ・ 利用者に対するモニタリングが適切に実施されるための、別法人等の相談支援事業所との連携について
- ・ サービス等利用計画と個別支援計画の作成時の連携について

サービス担当者会議をもち、サービス等利用計画に基づいて、アセスメントを実施し、個別支援計画を作成している。  
利用者支援で迷った際には、相談支援事業所様に助言をいただき、支援の見直しをしている。







日	従業者	職種	勤務形態	0:00	2:00	4:00	6:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00
24	A	生活支援員	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	世話人	夜勤												
	D	世話人	夜勤												
25	A	管理者	日勤												
	A	生活支援員	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	生活支援員	夜勤												
	D	世話人	夜勤												
26	A	管理者	日勤												
	A	生活支援員	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	世話人	夜勤												
	D	生活支援員	明け												
27	A	サビ管	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	世話人	日勤												
	D	世話人	夜勤												
	E	世話人	夜勤												
	F	世話人	夜勤												
28	A	生活支援員	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	世話人	夜勤												
	D	世話人	夜勤												
	E	世話人	夜勤												
29	A	世話人	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	管理者	夜勤												
	C	生活支援員	夜勤												
	D	世話人	夜勤												
	E	世話人	夜勤												
30	A	生活支援員	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	世話人	夜勤												
	D	管理者	夜勤												
	D	生活支援員	夜勤												
	E	世話人	夜勤												
31	A	管理者	日勤												
	A	生活支援員	日勤												
	B	世話人	日勤												
	C	世話人	夜勤												
	D	世話人	夜勤												

- ※ 住居ごとに記入してください。
- ※ 行が足りない場合は適宜追加してください。
- ※ 複数の職種を兼務する場合は、行を追加し、職種ごとに勤務時間を記入してください。

サビ管・管理者業務  
 生活支援員・世話人業務  
 休憩時間  
 兼務職員、別業務の担当時間